

**山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会**  
**(社会貢献活動促進事業業務委託に係る企画提案審査委員会) 運営要綱**

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）第13条の規定に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会（社会貢献活動促進事業業務委託に係る企画提案審査委員会）（以下「審査会」という。）の運営（企画提案プレゼンテーション審査）について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 審査会（企画提案プレゼンテーション審査）の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 社会貢献活動促進事業業務委託に係る企画提案書の審査
- (2) 社会貢献活動促進事業業務委託候補者の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(庶務)

第3条 審査会の庶務は、総合県民支援局まなび支援課において処理する。

附 則

この運営要綱は、令和8年3月23日から施行し、社会貢献活動促進事業業務委託契約の締結日をもって廃止する。